

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しています。患者さん、ご家族の皆さんにも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者

院長 橋本 和人

(2) 看護職員の勤務状況の把握等

・勤務時間

週平均40時間、連続勤務 5 日間、時間外労働が発生しないような業務量の調整

・夜勤勤務

2交代の夜勤に係る配慮、明けの翌日は原則休み、仮眠2時間を含む休憩時間の確保

(3) 多職種からなる役割分担推進の為の委員会または会議

業務改善検討委員会 開催頻度年3回

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定、年 1 回の見直し、職員への周知（院内掲示、ホームページに掲載）

(5) 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に関する取組事項の公開

ホームページ掲載及び院内に掲示

2.勤務環境、処遇の改善

(1) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

妊娠・子育て中、介護中の看護職員が利用できる制度により、職員が働きやすい環境づくりに努めています。

- ・時短勤務、育児休業の延長など、勤務形態について個別相談・対応
- ・子の看護休暇、育児休業・介護休業の取得
- ・短時間勤務、夜勤の減免及び、休日勤務の制限制度

(2) 配慮した勤務表作成

夜勤明けの翌日は原則休み、連続勤務 5 日間
変則シフトによる繁忙時間帯の業務分担配慮
業務に必要な研修などは勤務扱い

(3) 多様な勤務体系の採用

パート職員向けに、本人の希望を重視した多様な勤務形態を導入することで人材の確保に努めています。

- ・短時間雇用スタッフの活用
- ・夜勤専従者の確保（夜勤専従スタッフの採用により、夜勤負担軽減を図る）

(4) 看護職員の適正配置

- ・看護職員の積極的な募集活動、採用活動
- ・様式 9 の人員配置基準より余剰を持った配置にする

(5) メンタルサポート

- ・希望者には産業による面談の実施
- ・ハラスメント対策、院内研修の実施

(6) 看護職員と看護補助者との業務範囲についての見直し、業務量調整

毎月の年次有給休暇の取得率、時間外労働の算出を行いながら、負担割合を把握し、随時業務範囲の見直しを行っていく。

- ・役割分担推進のための委員会（年 6 回開催）

(7) エ夫を検討していく

現状の問題点の把握を行い、随時行っていく

3.看護職員と他職種との業務分担

■リハビリ部

作業療法への患者送迎、病棟での見守り業務
食事介助及び嚥下機能維持のための訓練実施

■診療部

ポータブル撮影機を用いて、病棟内で撮影可能な患者の撮影
CT検査・心電図検査等における患者の移送補助

■医療連携室

転院・紹介入院調整
各種問い合わせの窓口
MSWと協働での入退院支援及び業務分担

■看護補助者

看護補助員を適正に配置、活用し、看護職員の業務負担の軽減を図る。
病棟内においては、看護職員が行う書類・伝票の整理・作成の代行や診療録の準備等についても業務分担を推進する。

■事務職

入院等受付業務を集中化し、入院案内等各種手続きを医療連携室と事務職が行うことで、看護師が本来の看護業務に専念できる体制を整備する。

2025年4月1日
医療法人清友会 清友病院